取り扱い上のご注意

液晶画面の正しい使いかた

取り扱い上のご注意

- 市販の液晶保護フィルムを貼ると、タッチパネルでの操作に支障が出ることがあります。
- 液晶画面は指定温度範囲内でお使いください。（→ P68）
- 直射日光の当たる状態で長時間使用すると、高温になり、液晶画面が故障する恐れがあります。できる限り直射日光が当たらないようにしてください。



- 液晶画面は、車内での視認性向上のためにむき出しになっています。故障する恐れがありますので、液晶画面を強く押さないでください。
- キズや汚れの原因になりますので、液晶画面に触れるときは、必ず指先で触れてください。

液晶画面について

- 液晶画面の中に小さな黒い点や明るく光る点（輝点）が出ることがあります。これは、液晶画面特有の現象で故障ではありません。
- 液晶画面に直射日光が当たると、光が反射し画面が見づらくなりますので、直射日光をさえぎってください。
- 周辺温度が低い状況でお使いになる場合は、液晶の特性上残像が目立ちやすくなり画質が劣化することがあります。周辺温度が高まれば通常画質に戻ります。

LED バックライトについて

- 真夏の炎天下や、エアコンの温風が直接モニター部に当たってモニター部が高温状態になると、LED 保護のため、自動的にバックライトの明るさを絞る場合があります。
- LED バックライトの寿命は 1 万時間以上ですが、高温下でお使いになると寿命が短くなる場合があります。
- LED バックライトが寿命になると、画面が暗くなったり、映像が映らなくなったりします。このときはお買い上げの販売店にご連絡ください。

お手入れについて

- 液晶画面に付いたホコリや液晶画面の汚れを清掃するときは、電源を切ってから、柔らかいきれいな布でから拭きしてください。
- 液晶画面を拭くときは、ツメで引っかかないように注意してください。液晶画面にキズが付くと映像が見づらくなります。
- 濡れたぞうきんや化学ぞうきんは使用しないでください。また、ベンジンやシンナーなどの揮発性の薬品は使用しないでください。

ディスクの正しい使いかた

取り扱い上のご注意

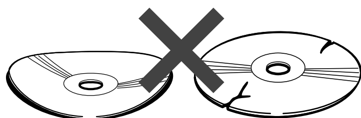
● 下記マークのついたディスクをご使用ください。
DVD ビデオ　　CD



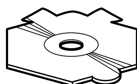


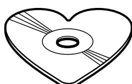


● ひび、キズ、そりのあるディスクを使用しないでください。

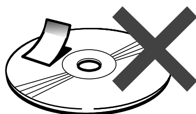


● 特殊形状のディスクは、使用しないでください。故障の原因になります。



● ディスクを持つときは、記録面（虹色に光っている面）を触らないようにしてください。
● ディスクにキズを付けないでください。
● ディスクに紙やシールなどを貼り付けないでください。

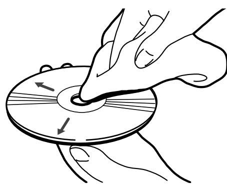


 **メモ**

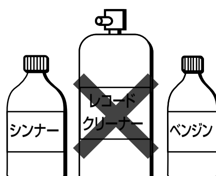
- 製品設計上配慮していますが、機構上あるいは使用環境･ディスクの取り扱いなどにより、ディスク面に実使用上支障のない程度のキズが付くことがあります。これは、製品の故障ではありません。一般的な消耗としてご理解ください。
- 再生できるディスクの種類やファイル形式などについては*『ナビゲーション＆オーディオブック』*ー*「付録」*をご覧ください。

お手入れについて

● ディスクが汚れたときは、柔らかいきれいな布で、ディスクの内側から外側へ向かって軽く拭いてください。

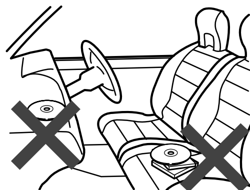


● ディスクに、ベンジンやシンナーなどの揮発性の薬品をかけないでください。また、ディスクには、アナログ式レコード盤用のクリーナー、静電気防止剤などを使用しないでください。



保管上のご注意

● ディスクは、直射日光の当たるところや高温になるところに、保管しないでください。



● ディスクがそらないように、必ずケースに入れて保管してください。

ディスク再生の環境について

● 走行中に振動でディスクのデータを正確に読み取れないことがあります。
● 低温時、ヒーターを入れた直後にディスク再生を始めると、本機内部のレンズやディスクに露が付いて、正常な再生ができないことがあります。このようなときは、1 時間ほど放置して自然に露が取れるまでお待ちください。ディスクに付いた露は柔らかい布で拭いてください。
● 高温になると保護機能が働き、ディスク再生が停止します。

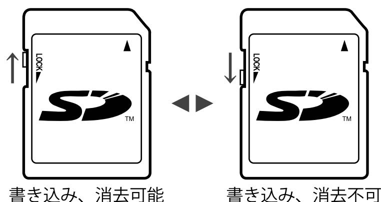
SD メモリーカードの正しい使いかた

取り扱い上のご注意

- 直射日光の当たるところや高温になるところには、保管しないでください。
- 曲げたり、衝撃を与えたり、落下させたりしないでください。故障の原因になります。
- 濡れた手で触らないでください。故障の原因になります。
- 端子部を金属類や手で触らないでください。故障の原因になります。

データの保護について

- バックアップされていない大切なデータなどが保存されているときは、ライトプロテクト（書き込み防止）スイッチをスライドして LOCK してください。



書き込み、消去可能　　書き込み、消去不可

USB 機器に関するご注意

取り扱い上のご注意

- USB 機器を直射日光の当たるところに長時間放置すると、高温により変形・変色したり、故障するおそれがあります。使用しないときは、直射日光の当たらないところに保管してください。
- 本機と組み合わせて使用する場合、USB 機器は必ず固定してください。USB 機器が落下して、ブレーキペダルやアクセルペダルの下に滑り込むと大変危険です。

接続上のご注意

- 接続する USB 機器によっては、ラジオにノイズの影響を与えることがあります。
- パーティションを作った USB メモリーは使用できません。
- 使用する USB 機器の種類によっては、本機が正しく認識できない場合があります。また、曲を正しく再生できない場合があります。
- USB ハブを使用しての接続には対応していません。
- USB メモリー以外（USB 扇風機など）は接続しないでください。

iPod に関するご注意

取り扱い上のご注意

- iPod を直射日光の当たるところに長時間放置すると、高温により変形・変色したり、故障するおそれがあります。使用しないときは、直射日光の当たらないところに保管してください。
- 本機と組み合わせて使用する場合、iPod は必ず固定してください。iPod が落下して、ブレーキペダルやアクセルペダルの下に滑り込むと大変危険です。

著作権について

- iPod は、著作権のないマテリアル、または法的に複製・再生を許諾されたマテリアルを個人が私的に複製・再生するために使用許諾されるものです。著作権の侵害は法律上禁止されています。

電波に関するご注意

● 本機は電波法に基づく小電力データ通信システム無線局設備として、技術基準適合証明を受けています。したがって本機を使用するときに無線局の免許は必要ありません。また本機は日本国内のみで使用できます。

● 下記の事項を行うと法律に罰せられることがあります。

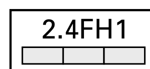
＊ 分解 / 改造すること。
＊ 本機に貼ってある証明ラベルをはがすこと。

● 本機の無線機能は、2.4GHz の周波数帯の電波を利用しています。この周波数帯の電波はいろいろな機器（電子レンジ、無線 LAN 機器など）が使用していますので、電波の干渉により、本機の無線機能の音声がとぎれたり聞きとりにくくなることがあります。また、他の機器の動作や性能に影響を及ぼすことがあります。本機は電波干渉の影響を受けにくい方式ですが、下記の内容に注意してください。

＊ 無線 LAN を利用した AV 機器・防犯機器などを使用している環境で、本機の無線機能を使うと、声がとぎれたり、無線 LAN 機器の動作に大きな影響を与えることがあります。

● その他、下記の機器でも、2.4GHz の周波数帯の電波を使用しているものがあります。これらの機器の周辺では、音声がとぎれたり、使えなくなることがあります。また、相手の機器の動作に影響を与えることがあります。

＊ 火災報知機・ワイヤレスＡＶ機器（テレビ、ビデオ、パソコンなど）
＊ 工場や倉庫などの物流管理システム・鉄道車両や緊急車両の識別システム
＊ マイクロ波治療器・ゲーム機のワイヤレスコントローラー
＊ 自動ドア・万引き防止システム（書店や CD ショップなど）
＊ 自動制御機器・その他、Bluetooth® 対応機器や VICS（道路交通網システム）
＊ アマチュア無線局など



2.4 FH 1
① ② ③

①「2.4」GHz 帯を使用する無線設備を表します。

②「FH」変調方式を表します。

③「1」想定される与干渉距離（約 10m）を表します。

本機から移動体識別用の特定小電力無線局に対して有害な電波干渉の事例が発生した場合など何かお困りのことが起きたときは、販売店にお問い合わせください。

故障かな？と思ったら

修理を依頼する前に、以下の内容をチェックしてください。チェックしても直らないときは、販売店に修理を依頼してください（本書では、製品共通の内容を記載しています。ナビゲーションやオーディオ固有の項目については、*『ナビゲーション&オーディオブック』－「付録」－「故障かな？と思ったら」*をご覧ください。

電源が入らない、動作しない

原因	処置
ノイズなどが原因で内蔵のマイコンが誤動作している。	販売店にご相談ください。

映像が出ない

原因	処置
パーキングブレーキをかけていない。	パーキングブレーキをかけてください。

オーディオの音が出ない

原因	処置
音量が 0 になっている。	音量を上げてください。*（→ P13）*
接続が間違っている。	販売店にご相談ください。

ナビのガイド音声を調整できない

原因	処置
ナビ本体のボタンを操作している。	ナビの案内音量、受話音量、着信音量の調整と操作音の ON/OFF は、ナビメニューで調整します。→ *『ナビゲーション&オーディオブック』－「ナビゲーションの設定」－「ナビゲーションの音量設定をする」*

液晶画面が暗い・見にくい

原因	処置
「明るさ」の調整が適切でない。	「明るさ」を調整してください。*（→ P15）*

保証とアフターサービス

保証について

保証期間は、お買い上げ日またはお取付け日から 3 年です。

ただし、その期間内でも走行距離が 60 000km までといたします。

お買い上げの販売会社から発行される「日産純正オプション部品保証書」に必要事項が記入されているかお確かめのうえ、お客様の「車検証入れ」などに入れて大切に保管してください。

アフターサービスについて

調子が悪いときは、この説明書をもう一度ご覧になってお調べください。

それでも調子が悪いときは、お買い上げの販売会社にご相談ください。

仕様

◆共通部

使用電圧.. 13.2V DC
（10.8 ～ 15.6V 使用可能）
アース方式............................マイナスアース方式
最大消費電流..15A
使用温度範囲........................... －25℃～ +60℃

◆ナビゲーション本体（ＧＰＳ部）

受信方式......................マルチチャンネル受信方式

◆モニター部

画面サイズ.............................7.0 型ワイド VGA
画素数 ....1 152 000 画素
［水平 800 X 垂直 480 X 3（RGB)］
方式 ....TFT アクティブマトリクス方式
使用温度範囲........................... －25℃～ +60℃
保存温度範囲........................... －30℃～ +80℃

◆オーディオ部

最大出力..50W x 4
負荷インピーダンス ....4 Ω
（4 ～ 8 Ω使用可能）
外部映像入出力レベル ....1Vp-p/75 Ω
イコライザー
（7 バンドグラフィックイコライザー）
周波数..50 /125 /315
/800 /2k /5k /12.5k [Hz]
調整幅........................... ± 12dB（2dB/step）

◆ DVD プレーヤーメカ部

リージョン No. 2
対応ディスク......................DVD（VIDEO MODE,
VR MODE)、DVD-R（DL)、
DVD-RW、CD-ROM、
CD-DA、CD-R/RW
デコーディングフォーマット
MP3............MPEG-1,2,2.5 AUDIO LAYER-3
WMA.............Windows Media Audio ver.9.2
DivX..........Home Theater ver.3.11,4,5.2,6.x
AAC ....iTunes ver.7.3

◆ FM チューナー部

受信周波数帯域........................ 76.0 ～ 90.0MHz
音声 ....ステレオ

◆ AM チューナー部

受信周波数帯域.........522 ～ 1 629kHz（9kHz）
音声 ....モノラル

◆ワンセグチューナー部

放送方式...................地上デジタル放送方式（日本）
受信チャンネル.............470MH z ～ 770MH z
（UHF13 ～ 62 c h）
アンテナ入力..50 Ω× 1

◆ SD メモリーカード部

最大メモリ容量..32GB
ファイルシステム..........................FAT16/FAT32
デコーディングフォーマット
MP3............MPEG-1,2,2.5 AUDIO LAYER-3
WMA（ASF).................Windows Media Audio
ver.7,8,9（2ch audio）
iTunes AAC..........iTunes ver. 7.6（AAC-LC）
WAV ....LPCM,IMA ADPCM
AVI ....MPEG-4 Video（SP）/MPEG-1,2,2.5
Audio Layer3, LPCM, IMA ADPCM
MP4.............................MPEG-4 Video（SP）,
H.264/AVC（BP）/AAC-LC
WMV（ASF)....VC-1（SP）/Windows Media
Audio ver.7,8,9

◆ USB 部

対応メディア.......................USB2.0 High Speed
最大電流...500mA
最大メモリ容量..16GB
ファイルシステム..........................FAT16/FAT32
デコーディングフォーマット
MP3...........MPEG-1,2,2.5 AUDIO LAYER-3
WMA（ASF).................Windows Media Audio
ver.7,8,9（2ch audio）
iTunes AAC.........iTunes ver. 7.6（AAC-LC）
WAV ....LPCM,IMA ADPCM
WMV（ASF)....VC-1（SP）/Windows Media
Audio ver.7,8,9

◆ Bluetooth 部

Bluetooth バージョン .... Bluetooth2.0+EDR

◆外形寸法

本体（取付）寸法.............206（W）X 106（H）
X 165（D）mm
本体ノーズ寸法....................197（W）X 97（H）
X 18（D）mm
GPS アンテナ.....................33（W）X 14.7（H）
X 36（D）mm

◆質量

本体 2.5kg

◆付属品

GPS アンテナ..1
地上デジタル TV 用
フィルムアンテナ（ワンセグ用）.......................1 式
取付キット...1 式
コード類..1 式
iPod 用ケーブル..1
SD カード 1
ハンズフリー用マイク 1
タッチパネル用調整ペン...1
かんたん操作マニュアル...1
スタートブック...1
ナビゲーション & オーディオブック.....................1

VICS情報有料放送サービス契約約款

第1章　総則

（約款の適用）

第1条　財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「当センター」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）第52条の4の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

（約款の変更）

第2条　当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

（用語の定義）

第3条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（1）VICSサービス
当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス

（2）VICSサービス契約
当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約

（3）加入者
当センターとVICSサービス契約を締結した者

（4）VICSデスクランブラー
FM多重放送局からのスクランブル化（攪乱）された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章　サービスの種類等

（VICSサービスの種類）

第4条　VICSサービスには、次の種類があります。

（1）文字表示型サービス
文字により道路交通情報を表示する形態のサービス

（2）簡易図形表示型サービス
簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス

（3）地図重畳型サービス
車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

（VICSサービスの提供時間）

第5条　当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。

第3章　契約

（契約の単位）

第6条　当センターは、VICSデスクランブラー1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

（サービスの提供区域）

第7条　VICSサービスの提供区域は、当センターの電波の受信可能な地域（全都道府県の区域で概ねNHK-FM放送を受信することができる範囲内）とします。ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の状況によりVICSサービスを利用することができない場合があります。

（契約の成立等）

第8条　VICSサービスは、VICS対応FM受信機（VICSデスクランブラーが組み込まれたFM受信機）を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

（VICSサービスの種類の変更）

第9条　加入者は、VICSサービスの種類に対応したVICS対応FM受信機を購入することにより、第4条に示すVICSサービスの種類の変更を行うことができます。

（契約上の地位の譲渡又は承継）

第10条　加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

（加入者が行う契約の解除）

第11条　当センターは、次の場合には加入者がVICSサービス契約を解除したものとみなします。

（1）加入者がVICSデスクランブラーの使用を将来にわたって停止したとき

（2）加入者の所有するVICSデスクランブラーの使用が不可能となったとき

（当センターが行う契約の解除）

第12条　1　当センターは、加入者が第16条の規定に反する行為を行った場合には、VICSサービス契約を解除することがあります。また、第17条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICSサービス契約は、解除されたものと見なされます。

2　第11条又は第12条の規定により、VICSサービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICSサービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。

第 4 章　料金

（料金の支払い義務）
第 13 条 加入者は、当センターが提供する VICS サービスの料金として、契約単位ごとに加入時に別表に定める定額料金の支払いを要します。なお、料金は、加入者が受信機を購入する際に負担していただいております。

第 5 章　保守

（当センターの保守管理責任）
第 14 条 当センターは、当センターが提供する VICS サービスの視聴品質を良好に保持するため、適切な保守管理に努めます。ただし、加入者の設備に起因する視聴品質の劣化に関してはこの限りではありません。

（利用の中止）
第 15 条 1 当センターは、放送設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、VICS サービスの利用を中止することがあります。
2 当センターは、前項の規定により VICS サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 6 章　雑則

（利用に係る加入者の義務）
第 16 条 加入者は、当センターが提供する VICS サービスの放送を再送信又は再配分することはできません。

（免責）
第 17 条 1 当センターは、天災、事変、気象などの視聴障害による放送休止、その他当センターの責めに帰すことのできない事由により VICS サービスの視聴が不可能ないし困難となった場合には一切の責任を負いません。また、利用者は、道路形状が変更した場合等、合理的な事情がある場合には、VICS サービスが一部表示されない場合があることを了承するものとします。ただし、当センターは当該変更においても変更後 3 年間、当該変更に対応していない旧デジタル道路地図上でも、VICS サービスが可能な限度で適切に表示されるように、合理的な努力を傾注するものとします。
2 VICS サービスは、FM 放送の電波に多重して提供されていますので、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、加入者が当初に購入された受信機による VICS サービスの利用ができなくなります。当センターは、やむを得ない事情があると認める場合には、3 年以上の期間を持って、VICS サービスの「お知らせ」画面等により、加入者に周知のうえ、本放送の伝送方式の変更を行うことがあります。

別表　視聴料金

視聴料金：315 円（うち消費税 15 円）
ただし、車載機購入価格に含まれております。

商標・著作権等

- 本製品は、電気通信事業法に基づく設計認証を取得しています。
  認証番号 : A09-0121001
- ドルビーラボラトリーズからの実施権に基づき製造されています。 Dolby、ドルビー及びダブル D 記号はドルビーラボラトリーズの商標です。



- 米国特許 5451942 号、5956674 号、5974380 号、5978762 号、6487535 号および 7003467 号、または、米国およびその他の国での登録済み特許または特許申請中の実施権に基づき製造されています。
- 本製品は、マクロビジョンコーポレーションおよび他の権利保有者が所有する合衆国特許および知的所有権によって保護された、著作権保護技術を搭載しています。この著作権保護技術の使用にはマクロビジョンコーポレーションの許可が必要であり、同社の許可がない限りは一般家庭及びそれに類似する限定した場所での視聴に制限されています。解析や改造は禁止されていますので行わないでください。
- DivX® video を再生できます。
- DivX® は、DivX, Inc. の登録商標であり、DivX,Inc. の使用許諾を得て使用しています。



- Windows Media™ は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。



- Microsoft® 、Windows® 、Windows Vista® は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- Intel® 、Pentium® 、Celeron® は、米国Intel Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- MP3 とは「MPEG Audio Layer 3」の略称で、音声圧縮技術に関する標準フォーマットです。本機を提供する場合、非営利目的の個人向けライセンスのみが提供されます。下記放送 * で、本機を使うライセンスを提供したり、いかなる形式にせよ、使う権利を意味するものではありません。下記放送 * で本機を使用する場合は、それぞれ固有のライセンスが必要となります。詳細は、インターネット上のホームページ http://www.mp3licensing.com をご覧ください。* 営業目的、すなわち利益の発生するリアルタイム放送（地上波放送、衛星放送、ケーブルテレビを始めとするメディア）、インターネットを使った放送やデータ転送、イントラネットを始めとするネットワーク、あるいはペイオーディオやオンデマンド方式のオーディオといった電子的放送番組の配布システムなど。
- iTunes は、米国および他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。
- iPod は、米国およびその他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。



- iPhone は、Apple Inc. の商標です。



- VICS® は、財団法人道路交通情報通信システムセンターの商標です。
- SD ロゴは、商標です。



- SDHC ロゴは、商標です。



- miniSD ロゴは、商標です。



- microSD ロゴは、商標です。



- Bluetooth ワードマークとロゴは、Bluetooth SIG 所有であり、ライセンス取得者パイオニア株式会社のマーク使用は許可を得ています。その他のトレードマークおよびトレードネームは各所有者のものです。



- は DVD フォーマットロゴライセンシング（株）の商標です。
- 「ATOK」は株式会社ジャストシステムの登録商標です。



- この製品に含まれるブラウザの改変及び複製、この製品から分離させる行為は、行ってはいけません。
- Entier（エンティア）は、株式会社日立製作所の日本国及びその他の国における商標です。
- 本ソフトウェアの一部分に、Independent JPEG Group が開発したモジュールが含まれています。
- 本製品には、AGG 2.4 Licenses が適用されるソフトウェアが含まれています。
当該ソフトウェアを、以下の条件により使用しております。

- AGG 2.4 Licenses
- Anti-Grain Geometry Public License
- Anti-Grain Geometry - Version 2.4
- Copyright©2002-2004 Maxim Shemanarev (McSeem)
- Permission to copy, use, modify, sell and distribute this software is granted provided this copyright notice appears in all copies. This software is provided "as is" without express or implied warranty, and with no claim as to its suitability for any purpose.

- Modified BSD License
- Anti-Grain Geometry - Version 2.4
- Copyright©2002-2005 Maxim Shemanarev (McSeem)
- Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:
- 1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
- 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
- 3. The name of the author may not be used to endorse or promote products derived from this software without specific prior written permission.
- THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR "AS IS'' AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PR OFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIAB ILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.
- 本製品で使用しているソフトウエアプログラムには、7-Zip ライブラリが含まれています。7-Zip は、GNU Lesser General Public License の条件にもとづいて利用が許諾されたソフトウエアを含んでいます。該当するソースコードの複製物は配布に必要な費用をご負担いただくことでご入手いただけます。複製物を入手するためには、弊社カスタマーサポートセンターにお問い合わせください。また、GNU Lesser General Public License の詳細については GNU のウェブサイトをご覧ください。（http://www.gnu.org）。

- 7-Zip
- License for use and distribution
- 7-Zip Copyright © 1999-2007 Igor Pavlov.

- Licenses for files are:
- 1)7z.dll: GNU LGPL + unRAR restriction
- 2) All other files: GNU LGPL

- The GNU LGPL + unRAR restriction means that you must follow both GNU LGPL rules and unRAR restriction rules.
- Note:
- You can use 7-Zip on any computer, including a computer in a commercial organization. You don't need to register or pay for 7-Zip.
- GNU LGPL information
- This library is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU Lesser General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2.1 of the License, or (at your option) any later version.
- This library is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE.

See the GNU Lesser General Public License for more details.

- You should have received a copy of the GNU Lesser General Public License along with this library; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

- unRAR restriction
- The decompression engine for RAR archives was developed using source code of unRAR program.
- All copyrights to original unRAR code are owned by Alexander Roshal.
- The license for original unRAR code has the following restriction:
- The unRAR sources cannot be used to re-create the RAR compression algorithm, which is proprietary. Distribution of modified unRAR sources in separate form or as a part of other software is permitted, provided that it is clearly stated in the documentation and source comments that the code may not be used to develop a RAR (WinRAR) compatible archiver.
- GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE
- Version 3, 29 June 2007

- Copyright © 2007 Free Software Foundation, Inc. <http://fsf.org/> Everyone is permitted to copy and distribute verbatim copies of this license document, but changing it is not allowed.

- This version of the GNU Lesser General Public License incorporates the terms and conditions of version 3 of the GNU General Public License, supplemented by the additional permissions listed below.

- 0. Additional Definitions.
- As used herein, "this License" refers to version 3 of the GNU Lesser General Public License, and the "GNU GPL" refers to version 3 of the GNU General Public License.
- "The Library" refers to a covered work governed by this License, other than an Application or a Combined Work as defined below.
- An "Application" is any work that makes use of an interface provided by the Library, but which is not otherwise based on the Library.
- Defining a subclass of a class defined by the Library is deemed a mode of using an interface provided by the Library.
- A "Combined Work" is a work produced by combining or linking an Application with the Library. The particular version of the Library with which the Combined Work was made is also called the "Linked Version".
- The "Minimal Corresponding Source" for a Combined Work means the Corresponding Source for the Combined Work, excluding any source code for portions of the Combined Work that, considered in isolation, are based on the Application, and not on the Linked Version.
- The "Corresponding Application Code" for a Combined Work means the object code and/or source code for the Application, including any data and utility programs needed for reproducing the Combined Work from the Application, but excluding the System Libraries of the Combined Work.
- 1. Exception to Section 3 of the GNU GPL.
- You may convey a covered work under sections 3 and 4 of this License without being bound by section 3 of the GNU GPL.

- 2. Conveying Modified Versions.
- If you modify a copy of the Library, and, in your modifications, a facility refers to a function or data to be supplied by an Application that uses the facility (other than as an argument passed when the facility is invoked), then you may convey a copy of the modified version:
- a) under this License, provided that you make a good faith effort to ensure that, in the event an Application does not supply the function or data, the facility still operates, and performs whatever part of its purpose remains meaningful, or
- b) under the GNU GPL, with none of the additional permissions of this License applicable to that copy.

- 3. Object Code Incorporating Material from Library Header Files.
- The object code form of an Application may incorporate material from a header file that is part of the Library. You may convey such object code under terms of your choice, provided that, if the incorporated material is not limited to numerical parameters, data structure layouts and accessors, or small macros, inline functions and templates (ten or fewer lines in length), you do both of the following:
- a) Give prominent notice with each copy of the object code that the Library is used in it and that the Library and its use arecovered by this License.
- b) Accompany the object code with a copy of the GNU GPL and this license document.

- 4. Combined Works.
- You may convey a Combined Work under terms of your choice that, taken together, effectively do not restrict modification of the portions of the Library contained in the Combined Work and reverse engineering for debugging such modifications, if you also do each of the following:
- a) Give prominent notice with each copy of the

Combined Work that the Library is used in it and that the Library and its use are covered by this License.
- b) Accompany the Combined Work with a copy of the GNU GPL and this license document.
- c) For a Combined Work that displays copyright notices during execution, include the copyright notice for the Library among these notices, as well as a reference directing the user to the copies of the GNU GPL and this license document.
- d) Do one of the following:
- 0) Convey the Minimal Corresponding Source under the terms of this License, and the Corresponding Application Code in a form suitable for, and under terms that permit, the user to recombine or relink the Application with a modified version of the Linked Version to produce a modified Combined Work, in the manner specified by section 6 of the GNU GPL for conveying Corresponding Source.
- 1) Use a suitable shared library mechanism for linking with the Library. A suitable mechanism is one that (a) uses at run time a copy of the Library already present on the user's computer system, and (b) will operate properly with a modified version of the Library that is interface-compatible with the Linked Version.
- e) Provide Installation Information, but only if you would otherwise be required to provide such information under section 6 of the GNU GPL, and only to the extent that such information is necessary to install and execute a modified version of the Combined Work produced by recombining or relinking the Application with a modified version of the Linked Version. (If you use option 4d0, the Installation Information must accompany the Minimal Corresponding Source and Corresponding Application Code. If you use option 4d1, you must provide the Installation Information in the manner specified by section 6 of the GNU GPL for conveying Corresponding Source.)

- 5. Combined Libraries.
- You may place library facilities that are a work based on the Library side by side in a single library together with other library facilities that are not Applications and are not covered by this License, and convey such a combined library under terms of your choice, if you do both of the following:
- a) Accompany the combined library with a copy of the same work based on the Library, uncombined with any other library facilities, conveyed under the terms of this License.
- b) Give prominent notice with the combined library that part of it is a work based on the Library, and explaining where to find the accompanying uncombined form of the same work.

- 6. Revised Versions of the GNU Lesser General Public License.
- The Free Software Foundation may publish revised and/or new versions of the GNU Lesser General Public License from time to time. Such new versions will be similar in spirit to the present version, but may differ in detail to address new problems or concerns.
- Each version is given a distinguishing version number. If the Library as you received it specifies that a certain numbered version of the GNU Lesser General Public License "or any later version" applies to it, you have the option of following the terms and conditions either of that published version or of any later version published by the Free Software Foundation. If the Library as you received it does not specify a version number of the GNU Lesser General Public License, you may choose any version of the GNU Lesser General Public License ever published by the Free Software Foundation.
- If the Library as you received it specifies that a proxy can decide whether future versions of the GNU Lesser General Public License shall apply, that proxy's public statement of acceptance of any version is permanent authorization for you to choose that version for the Library.
- 本製品に収録されたデータおよびプログラムの著作権は、弊社および弊社に対し著作権に基づく権利を許諾した第三者に帰属しております。お客様は、いかなる形式においてもこれらのデータおよびプログラムの全部または一部を複製、改変、解析などすることはできません。
- 弊社は、本製品に収録された地図データなどが完全・正確であること、および本製品がお客様の特定目的へ合致することを保証するものではありません。
- 本機は日本国内専用です。GPS の測位範囲が異なる外国ではご使用いただけません。
- 本製品の仕様および外観は、改善のため予告なく変更する場合があります。また、取扱説明書の内容と実物が異なることがあります。その場合における本製品の改造、またはお取り換えのご要望には応じかねます。
- その他、製品名等の固有名詞は各社の商標又は登録商標です。